

# 所得税関係について

## 個人の資産運用を支援するNISAの拡充

NISAは個人の資産運用を後押しするために作られた税制の優遇制度で、購入した株式や投資信託などの売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となります。

今回まとまった新たな制度では、長期の積み立てを目的に投資信託だけを購入対象とする「つみたて投資枠」と、上場企業の株式などを購入できる「成長投資枠」が設けられ、そのどちらも利用できるようにしたうえで、制度は恒久的なものとし、非課税で保有できる期間も無期限となります。

	現在のNISA		新・NISA案
	つみたてNISA	一般NISA	
対象者	18歳以上	18歳以上	18歳以上
投資可能期間	2042年まで	2023年まで	恒久化へ
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化へ
年間投資枠	40万円	120万円	投資信託120万円・株式など240万円 併用可能 最大360万円
非課税限度額	800万円	600万円	計1800万円 (株式などは1200万円以内に)

※ジュニアNISAは2023年で終了

【適用時期】 2024年(令和6年)1月1日以降

【留意点】

- 2023年(令和5年)末までに、改正前の一般NISAやつみたてNISA制度において投資した商品は新NISAにおける生涯非課税限度額には含まれません。
- NISA口座内で損失が発生した場合には、その損失はないものとみなされます(他口座との損益通算は不可)。

### 最短で生涯非課税限度額に到達するまでのシュミレーション

01 「つみたて投資枠」のみ利用し、毎年上限額を投資した場合

$$\begin{array}{l} \text{1年の投資額} \\ 120\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{投資年数} \\ 15\text{年} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生涯投資額} \\ 1,800\text{万円} \end{array}$$

15年で生涯非課税限度額へ到達

02 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を併用し、それぞれ毎年上限額を投資した場合

つみたて投資枠	$\begin{array}{l} \text{1年の投資額} \\ 120\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{投資年数} \\ 5\text{年} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生涯投資額} \\ 600\text{万円} \end{array}$	5年で生涯非課税限度額へ到達
成長投資枠	$\begin{array}{l} \text{1年の投資額} \\ 240\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{投資年数} \\ 5\text{年} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生涯投資額} \\ 1,200\text{万円} \end{array}$	

## 防衛力強化をめぐる財源の確保

防衛費の増額をめぐることは、2027年度にGDPの2%に達する予算措置を講じ、その後も水準を維持するためには、歳出削減などを行っても毎年度不足する1兆円を超える財源を確保する必要があるとして、所得税に関しては下記の税制措置が検討されています。

現在	検討案(2024年(令和6年)以降)	
復興特別所得税 2.1%	復興特別所得税 1.1%	防衛費財源 1.0%
課税期間:2037年(令和19年)12月31日まで		課税期間:期間未定

復興特別所得税については、家計をとりまく状況に配慮し、2.1%の税率を1.1%に引き下げるとしています。その一方で、防衛費増額の財源を確保するため、当分の間、所得税の税額を一律で1%上乘せする新たな付加税を導入します。事実上、復興所得税の一部を転用する形です。

【適用時期】 未定。2024年(令和6年)以降の適切な時期とする。

【今後の注目点】 適用時期はいつになるのか。復興特別所得税を含めた課税期間の延長期間は何年になるのか。

## 富裕層への課税強化

富裕層への課税も強化されます。給与などには累進課税が適用されているのに対して、株式や土地など資産の売却益については、原則として税率が一律となっています。高所得者層ほど所得に占める株式や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層の所得税負担率が低下するという逆転現象が生じていました。今回の改正では、税の公平性の観点から1年間の総所得が30億円を超えるような富裕層のうち、非上場株など資産による所得が多い人を対象に2025年分の所得から追加の課税を始める方向です。



【内容】 (基準所得金額\*1-3.3億円)×22.5%が基準所得税額\*2を超える場合は、差額金額に相当する所得税を課する。

※1:基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額をいう。  
 ※2:基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいい、分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税をいう

【適用時期】 2025年(令和7年)分以降の所得税より適用

【留意点】 計算の基準となる合計所得金額の中には源泉分離課税の対象となる所得金額(例:国内における預貯金から発生する利子所得や一定の割引債の償還差益)や、NISA制度において非課税とされる金額は含まれない。